

全海運第281回理事会議事録のご案内

さて、去る3月18日開催致しました第281回理事会の議事録をお知らせ致します。

平成21年4月16日
全国海運組合連合会

全国海運組合連合会
第281回理事会議事録

日 時 平成21年3月18日(水) 12:00~14:23

場 所 神戸市・生田神社会館・4階・会議室

出席者 理事36名

議 題

1. 砂利船部会委員変更の件
2. 内航海運緊急不況対策の件
3. 若年OJT制度要領改正要望の件
4. 今後の暫定措置事業のあり方についての考え方（答申）の件
5. 中小企業信用保険法に基づく特定業種指定の件
6. その他
 - (1) 第51回通常総会開催要領の件
 - (2) 平成20年度事務局研修会開催結果の件
 - (3) 今後の会議開催日程の件
 - (4) その他
 - (イ) 平成21年度役員・委員改選に係わる要領の件
 - (ロ) 全海運年史配布の件

定刻、過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立、定款の定めにより小比加会長が議長となり開会挨拶があり、この中で現在、未曾有の大不況の中、総連合会として政策委員会、理事会等で緊急不況対策を検討しており特に財源獲得のため努力している処である。

本来なれば理事各位の了解を得て対応すべきであるが時間的余裕のないことから動かざるを得なかった事をご理解賜りたい。

具体的には21年度本予算に折り込むことは出来なかつたが、1年後の22年度本予算まで待つのではなく、何とか21年度補正予算での財源獲得のため努力を重ねている。

昨日も保利自民党政務調査会長、園田政調会長代理に16年度超船の買い上げ資金の政府保証予算の獲得等々について陳情したところである。

尚、基本線は不況対策の財源として政府保証の獲得であり、買い上げ単価等細部については今後の検討課題であることをご了解頂きたいと述べ議事に入った。

議 題 1. 砂利船部会委員変更の件

本件、事務局より資料に基づき九海連からの砂利船部会委員の変更願いについて以下の通り説明した。

(敬称略)

(新) 下条 強 海運船舶（有）代表取締役

(旧) 中村亮一 中村海運（有） "

この後、議長が本件承認方を提案した処、異議なく了承された。

議 題 2. 内航海運不況対策の件

事務局より大要以下の通り説明した。

①内航海運活性化プロジェクトチーム議事録（21.2.10 開催）について

全海運として不況対策の対応は、1月14日の理事会で小比加会長より16年超船の買い上げを含めた不況対策の実施を提案し賛同を得て、翌1月15日の総連合会・政策委員会、1月16日の同理事会に提案し今後、政策委員会を受け皿として議論して行くこととなった。

尚、全海運は三部会及び関係委員会で不況対策の検討をすることと致したが、たまたま開催決定していた2月10日の内航海運活性化プロジェクトチームで先行検討した。

又、不況対策に先立ち現在の市場環境の悪化からオペレーターの契約内容変更により下請法に抵触する恐れもあることから小比加会長は、2月18日の総連合会・政策委員会において上野会長名による文書発状を要望し、2月26日、5組合の会長宛に注意喚起文書が発状されたところである。

次いで資料に基づき当日の会議内容につき縷々説明があったが、当日の会議の結論として事業者の実態が明確につかめず具体的な議論が出来ないことから早急にアンケート調査を行い現状把握と事業者意見を反映させた具体策を策定することとした。

②2008年度（前年度対比）内航輸送元請オペ上位50社（＊50社で内航輸送量の80%のシェアをもつ）の実績推移表について

事務局より資料の総連合会調査である2008年度（前年度対比）内航輸送元請オペ実績推移表につき以下の通り説明した。

(1) 貨物船合計37社の昨年10月は前年度同月比3%減、11月は7%減、12月は14%減、本年1月は23%減、2月は29%減（但し速報値）であり月ごとに大幅な輸送量の減少となっている。

(2) 油送船合計22社の昨年10月は、7%減、11月9%減、12月8%減、本年1月6%減、2月10%減（但し速報値）である。

③不況対策緊急アンケート調査集計について

事務局より内航海運活性化プロジェクトチームによるアンケート調査について3月9日締切で実施し、3月12日現在の組合員から回答のあった483隻の内、解析した内容（193隻分）を大要次の通り説明した。

I. (1) 契約状況について

(i) 変わらない	158 (隻)	(81.9 %)
(ii) 変更された	32	(16.6)
(iii) 無回答	3	(1.6)
合 計	193 隻	(100%)

(2) 上記(ii、32隻)の変更内容について

イ. 用船料（運賃）の引き下げ	16(隻)	50(%)
ロ. 定期から委託の変更	8	25
ハ. 係船要請	4	12.5
二. 無回答	4	12.5

合 計

32 隻 (100%)

Ⅱ. (1) 不況対策を行うべきか、否かについて (回答者数 432 者)

i. 行うべき	395(者)	(91.4(%))
ii. 思わない	37	(8.6)
合 計	432 者	(100%)

(2) 上記の i 行うべきと回答した者の何を望むかの内容。(複数回答)

i. 16年超船等による買い上げを希望する。	290(者)	(46.3(%))
ii. 船員の雇用対策	134	(21.0)
iii. 一時的な係船	91	(14.5)
iv. 係船場所の対策	70	(11.2)
v. その他	41	(6.5)
合 計	626 者	(100%)

(3) 買い上げ資金の調達方法について (複数回答)

i. 政府保証枠の拡大	344(者)	(54.3(%))
ii. 自己資金・市中金融借り入れ	47	(7.4)
iii. 荷主へ応分負担を要請	123	(19.4)
iv. オペ・オーナーの公平な負担	76	(12.0)
v. その他	43	(6.8)
合 計	633 者	(100%)

他、省略

④内航緊急不況対策（総連合会事務局試案）について

本件は、総連合会政策委員会で検討している内航緊急不況対策についての資料で、既に各位には FAX でご案内したものであると前置きし、以下の通り説明した。

(骨子)

I. 過剰船対策

案の 1 16年超船について現行の暫定事業のスキームを活用し、買い上げを行う。(期間は、1年間、交付金単価は16年未満船の1/2、財源は、政府保証枠の拡大による。返済原資は、建造納付金とする。尚、対象者は事業廃止者、集約等による減船者、又船舶は稼働条件とする。)

案の 2 16年超船の共同解撤を行う。(期間は、1年間、単価は、16年未満船の1/2 (50%)、財源は政府保証枠の拡大による。返済原資は、事業者から一定額の賦課金を徴収、5年程度で返済する。尚、対象者は事業廃止者、集約等による減船者、又船舶は稼働条件とする)

案の 3 一定期間の共同係船を実施。(係船期間は、1年間、交付金単価は、第2次共同係船単価を準用、財源は、あらたな調整規程を設け政府保証枠の拡大、返済は事業者から一定額の賦課金を徴収し5年程度で返済、船舶は稼働条件とする。)

案の 4 16年以上船の引き当て資格の有効期間3年間を例えば10年間に延長する。

案の 5 16年未満船も含め、全ての船舶について引当資格の有効期間3年間を例えば10年間に延長する。

- II. 代替建造促進対策
集約等を行う事業者に対する運輸支援機構の使用料の大幅低減措置を行う。
- III. 若年船員の雇用確保対策
船員教育機関卒業生等の若年船員候補者の研修期間の延長を行い、即戦力としての能力拡大を図る。

⑤不況対策シミュレーションについて

本件、上記の内航緊急不況対策（試案）に対する数字的補足資料である。

（骨子）

- (i) 現在の未曾有の不況に対応するため仮に暫定事業の解撤等交付金制度を活用し、対象船舶を一般貨物船、油送船、砂利・土運船に限定し、検討する。

○平成21年度船齢16年以上船の船腹量は、以下の通り、

一般貨物船	(800 隻)	684,526(トン)
油送船	(597)	774,465
砂利・土運船	(482)	455,296
合 計	(1,879 隻)	(1,917,287 トン)

- (ii) 仮に、上記船腹の30%を21年度1年限りで交付金単価を平成21年度単価の2分の1(50%)で買い上げたとすると106億円程度となること等々について説明した。

⑥内航不況対策試案に関する5組合（*全海運等5組合のこと）の意見について

事務局より本件、各位に報告済みであると前置きし、5組合の総連合会事務局試案に対する各組合の意見取りまとめ内容につき概略説明した。

（骨子）

試案の1案について全海運、内タン、全内船、全内輸については温度差の違いはあるがほぼ賛成である。

尚、大型は、暫定事業の早期終了の立場から暫定事業とは切り離して政府保証による借り入れを願い、全事業者による応分の負担で返済する考えであるが、4組合が共同歩調であるならばあえて固執しない考え方であるとの意向から、昨日3月17日総連合会長及び5組合の会長は、保利自民党政調会長等へ16年超船買い上げのための政府保証等のを要望を行った処である。（*本件⑦で記述）

試案2の共同解撤は、5組合とも賦課金方式による負担は困難とした。又、

試案3の共同係船は、5組合とも賦課金方式と減船効果から反対の考え方である。

更に試案4及び試案5については5組合とも賛成、又、その他の運輸機構の共有制度を利用した建造促進等については5組合とも賛成であった。

⑦内航海運不況対策に対する平成21年度補正予算要望について

3月17日、上野総連合会長他5組合会長が保利耕輔自民党政調会長へ陳情した「内航海運緊急不況対策に対する平成21年度補正予算要望」について概略以下の要望項目を説明した。

(内容)

1. 船齢 16 年以上船の処理促進のため老朽船処理助成制度構築の支援
2. 代替建造促進のため運輸機構の共有制度による建造者に対する使用料の大額減の予算措置
3. 船員に対する雇用調整助成金制度の適用と離職船員対策等の充実等のための予算措置
この他、セーフティネットとしての機能促進のため金融機関・信用保証協会の弾力的運用

この後議長より、只今事務局より説明の如く昨年 10 月からの輸送量減退を受け、1 月開催の当会理事会へ提案しその後説明したとおりの対応を致している処である。今般は特に総連合会がスピードに動いてくれた。

尚、1 つだけ報告が漏れていたがそれは交付金申請して認定後 6 ヶ月間の解散又は海外売船の処理期限について現状を踏まえ期間延長を要望していることだ。

又、16 年超船に係わる問題として第 1 の課題は、調整事業の拡大に伴う公正取引委員会の厳しい難色、第 2 の課題は昨年の閣議決定による政府保証枠(現在の枠 530 億円)の返済(減少)方針にあり、これがため 国交省として良い返事が無いことがある。いずれにしても先週の政策委理事会で方向性だけを決め、その財源は補正予算による政府保証枠の実現しかないとした。

この後、意見を求めた処、大要以下の通りであった。

○要望する不況対策の規模は、如何か。

議長：3 月 17 日の保利政調会長の陳情の折には、買い上げ資金として口頭で 100 億円程度と要望した。尚、期間は、1 年間、船舶は、稼働中とする。又この後、衛藤海事立国推進議員連盟会長に陳情の際には、運輸機構への共有船 建造支援として同じく口頭で 200 ~ 300 億円程度をお願いしている。

○16 年超船の買い上げ資金が本当に補正予算で取れるのか。

○本予算でなく補正で買い上げ資金が出来るのは信じられない。本来かかる事業は本予算で行うべきと思う、実現性はあるのか。

これまで荷主は船腹調整を止めさせ又、今回は船舶の使用期限延長を言っておりながら契約解除、契約内容の変更を行い。更には買い上げ申請に出せとは誠に理不尽な言い分だ。荷主のための政策とも思われる。荷主には何等かの負担をさせるべきだ

○今の発言者は、不況対策について賛成なのか反対なのか分からぬ。

○ここにいる大方の理事は、不況対策を進めることに賛成だと理解する。

議長：今の厳しい状況に手をこまねいていては業界全体が沈没してしまう。鋼材船が 100 隻も切られ一般市場に来ても輸送が出来ない中で、早急なる過剰船対策が必要と考え、年初より関係先に要望しているところである。

尚、荷主の負担についても大型組合は、荷主を含めた事業者の応分の負担の意向にあるが、事業者負担の困難性からその原資を政府保証に求めたものであり、各位のご理解を頂きたいと述べ本議題を結んだ。

議題 3. 若年 OJT 制度要領改正要望の件

本件、事務局より四海連から要望のあった若年船員OJT助成制度度の更なる活用の拡大を図るため750総トン未満船を対象とする現行規程の廃止方については2月20日船主部会で検討した処、承認されたので本日本理事会でご審議を願うこととした。

尚、現行の資本金5,000万円の縛り（条件）はこれまで通り存続であると付言した。この後、議長が本件を諮った処、異議なく了承された。

議題4. 今後の暫定措置事業のあり方についての考え方（答申）の件

本件、事務局よりこれまで総連合会政策小委員会で検討を重ね、この後政策委員会及び理事会で審議の結果決定されたものであり資料については既に各位にご案内の通りと述べ概略説明した。

この後、議長が本件を諮った処。特になく異議なく了承された。

議題5. 中小企業信用保険法に基づく特定業種指定の件

本件、事務局より既に各位には報告済みと前置きし沿海貨物海運業（運送業）については、原材料（内航では特に燃料油のこと）価格高騰緊急保証制度の特定業種として中小企業信用保険法による信用保証協会の融資制度が平成20年10月31日から平成22年3月31日まで継続指定されたが、貸渡業（及び運航委託を含む。）については、指定されなかったことから総連合会を通じ国土交通省等に対して特定指定業種の対象となるよう要望を重ねた結果、平成21年2月27日から平成22年3月31日の間で指定された。

尚、今後特定業種の認可を継続するためには四半期毎の実態調査を継続する必要があり同調査に協力願いたいと説明した。

この後、議長が意見を求めた処、特になく了承された。

議題6. その他

（1）第51回通常総会開催要領の件

本件事務局より大要以下の通り報告した。

- i. 日 時 平成21年6月17日(水) 11:00～11:50
- ii. 場 所 東京都・ルポール麹町
- iii. 上程議題

第1号議案 平成20年度事業報告書及び収支決算書・財産目録
・貸借対照表承認の件

第2号議案 平成21年度事業計画（案）並びに収支予算（案）
承認の件

第3号議案 平成21年度賦課金分担（案）承認の件

第4号議案 役員全員任期満了による改選の件

第5号議案 その他

尚、通常総会終了後、会長等の選出のための臨時理事会を開催、更にこの後懇親パーティを開催する。

この後、議長が諮った処、異議なく了承された。

（2）事務局研修会開催結果の件

本件事務局より去る2月26日開催された平成20年度事務局研修会開催結果について大要以下の通り報告し了承された。

- i. 日 時 平成21年2月26日(木) 14:00～17:00
- ii. 場 所 京都市・京都全日空ホテル
- iii. 参加者数 75名

iv. 研修内容	小比加会長による内航海運の現状について講演 全海運事務局による緊急不況対策等について報告
v. 経費関係	予算計上額 250(万円) 会場費、旅費補助等 243

尚、質疑応答・意見交換（内容は、当日の配付資料の通り）の後、懇談会を開催し終了した。

(3) 今後の会議開催日程の件

本件、事務局より今後の会議開催日程について報告し了承された。

(4) その他

(イ) 平成21年度役員・委員改選要領の件

本事務局より平成21年度役員並びに部会・委員会委員の推薦要領案の説明がありこの後、議長が本件を諮った処、異議なく了承された。

(ロ) 全海運年史配布の件

本件、事務局より全海運創立50周年記念行事の一環としてこれまで作業を進めてきた全海運50年史については漸く今月末に完成し600部が当会に納本されることとなった。については、年史配布要領に基づき各位に送付することとなった旨報告し了承された。

これにて議案審議が全て終了したので議長は、議事録署名人として議長の他、岩井榮三理事及び高木信男専務理事を指名し14:23謝辞の後、閉会を宣した。

以上